

広島県の公教育が異常になった背景②

～解同・教組の共同闘争で教育体制を突き崩した「府中事件」「尾道アンケート事件」～

なぜ広島県の公教育が狂ったのでしょうか。法令に違反する授業や学校運営が多数ありました。原因の一つに「誤った同和教育」を行ったことを挙げることができます。「同和教育をすべての教育の基底において推進していく」といった、同和教育が法令やすべての教育に優先するという態勢がつくられていたことです。学校では解同のイデオロギーに基づいた解放教育が行われ、放課後教員らは「地域進出」という、本来の業務でも何でもない仕事に駆り立てられました。学校に配置された教員であるにもかかわらず、授業を全く持たず、広同教や高同教という、教員らが任意で組織した民間研究団体の「専従」職員として従事するといった違法な事態も生んでいました。

このような異常な状態をつくるきっかけになった事件が「府中事件」「尾道市高校アンケート差別事件」です。どのようにして広島県の公教育が法令に違反し、偏向甚だしい教育が行われるようになったのでしょうか。今回はこの 2 つの事件を、当時の時代状況を明らかにしながら説明していきます。次の著書を参考資料として引用致します。

①「広島県・被差別部落の歴史 広島部落解放研究所編」、②「(同和教育研修資料) 同和教育の実践のために 広島県教育委員会」、③「たたかう広高教組 広島県高等学校教職員組合編」、④「広高教組 40 年誌 広島県高等学校教職員組合編」、⑤「戦後の部落解放運動 谷元昭信 解放出版社」

1. 行政闘争の引き金となった「府中事件」

「府中事件」というのは、昭和 42 年 5 月、県東部の府中市でおきました。府中市役所が課長らを対象にした研修会を行います、その研修会で講師が話した内容を捉えて「差別発言」だと糾弾した事件です。しかし解同の糾弾は発言した講師の糾弾だけにとどまらず、県行政全体の責任に発展させて、広教組・広高教組・自治労らと共闘して行政闘争を展開していきます。

研修会は、社会教育の分野で同和教育の取り組みを進めるために昭和40年ころ文部省が制度化した事業を活用して開催したものでした。同和問題について「社会教育関係団体の育成」を目的に行うもので、広島県では 4 市町がこの事業を活用し、府中市もその中の一つとしてこの事業を開催しました。昭和40年8月に「同対審」答申が出されますが、解同らによる答申提出の要求が高まる中で事業が設置されていました。

研修会は、「同和教育指導者講習会」という名で、42 年 5 月、府中市役所の課長らを対象に、講師として福山教育事務所の社会教育課長と同和教育専任指導主事を迎えて行いました。

問題とされたのは、講習会に参加していた児童館館長からの質問に対して、講師が指導した内容です。

糾弾された県教委は、差別事件であることを認め、次のように「総括」しています。

「この事件は、県教育行政の同和教育担当責任者が、地方自治体の同和教育指導者講習会で行った指導内容にかかわる差別事件である」

「地方自治体の同和問題についての認識が、融和主義による誤った行政指導によって歪められるという重大な差別事件であった」(②)

解同は「融和主義による誤った行政指導」が同和問題の解決を妨げていると糾弾で追及し、県教委に「県教育行政の停滞と怠慢、融和主義」があること、「融和主義が差別を温存し、助長する」ということを認めさせます。

「融和主義」という聞き慣れない言葉が出てきましたが、この「融和主義」とは一体何でしょう。

「融和主義」というのは、一般的には「差別をなくす運動や政策を協調して解決していこうという考え方」です。しかし解同が使う「融和主義」という言葉は、解放運動で使う特有の運動用語で、行政が行う同和施策や姿勢を批判する際に使います。融和主義という言葉は、実は階級闘争する解同が、自らの意向に従わない行政の同和施策を否定し、行政を突き崩す際に使う用語です。

府中市役所の事件の情報を得た部落解放同盟東部地区協議会は、広教組・広高教組及び自治労と4者共闘を組み、行政を追及していくことを決定します。

行政をどのように追及していったのでしょうか、門田秀夫氏が著した「広島県・被差別部落の歴史」を引用して紹介します。門田氏は昭和25年2月から広島県の公立高校の教師となり、教頭を経て、53年4月から県立教育センター主幹研究員、県立木ノ江工業高校、本郷工業高校校長を歴任。その間の45年に全同教(全国同和教育研究協議会)の副委員長となり、以来副委員長11期、委員長6期務めています。府中事件の際は、広高教組代表委員として糾弾に加わって追及しています。

《1967(昭和42)年6月5日、部落解放同盟東部地区協議会拡大委員会は、対策会議を開いて、県教委の差別行政追及を決定した。6月7日午後7時から、部落解放同盟東部地区協議会の代表を中心とする交渉団約30名は、部落解放同盟中央本部の支援を得て福山教育事務所2階会議室において、福山教育事務所長・出内課長・佐藤指導主事をはじめ各課長・指導主事らおよび県教委同和教育担当者を交渉相手として、差別の事実確認と問題点の追及を厳しく行った。その結果、福山教育事務所長はついに、出内・佐藤両氏の研修会における発言は、「意図的ではないが、結果としてそう思われても仕方のない重大なあやまりをおかした」ものであり、「行政差別」であることを確認した。教育事務所長から事実の確認をとった部落解放同盟は、県教育行政の最高責任者である県教委の長谷川教育長との交渉を約束させた。

第1回対県教育長交渉は、6月24日前回の確認会と同じ場所、同じ時刻に部落解放同盟東部地区協議会の代表(小森武雄委員長、小森龍邦書記長ら)を中心として、広高教組・広教組・自治労県東部地区組織の4者共闘によって行った。最初に長谷川教育長は「私はいてもたってもおれない気持ちである」「全教職員で勉強し直す」「行政上の措置については要望にもとづき努力したい」と発言し、事実を行政差別として確認するとともに陳謝した。しかし共闘側は、広島県の同和行政や同和教育行政の現状の中にある差別性を事実にもとづいて激しく追及し、府中市における差別発言は偶然に個人があやまった見解で述べたものでないことを明らかにした。

第 2 回対県教育長交渉は問題が発生した現地である府中市の文化会館大会議室においてもたれた。教育長をはじめ、指導課長、福山教育事務所長、社会教育課・指導課などの各指導主事を相手として、前回と同じく 4 者共闘をもって交渉を推進した。共闘の代表者が全面に立ち、その後には、部落解放同盟東部地区の各支部の代表、府中市内の各労働組合の代表を始め、被差別部落の人々、教師・労働者・市職員など、大会議室に入りきれないほどの約 350 名の支援のもとに、部落解放同盟広島県連合会の小森武雄副委員長、中野初好書記長、小森龍邦東部地協書記長、門田秀夫広高教組代表委員らが中心となって交渉を展開した。県教委は、鋭い追及の矢を受けてしばしば立ち往生し、部落大衆の前に彼らの怠慢とその場主義で過ごしてきた行政の本質を余すところなく暴露した。そしてその中で差別は実態が基本であること、実態差別の中から差別事象が起きてくることを認めざるを得なかった。2 回にわたる対県教育長交渉によって、県教育行政の停滞と怠慢を、そしてその融和性を暴露し、「融和主義は差別を温存し助長する」ことを行政に認めさせたことは、戦後の広島県部落解放運動史上、画期的な成果であった。

府中事件に対する差別糾弾闘争の中で一貫して追及されていったのは、部落問題とは何か、行政として部落問題をどうとらえねばならないか、部落解放運動の正しい方向は何か、であった。そして、追及の過程でとくに明確にされたのは、融和主義とは何かであった。》

《府中事件は、それまでの差別行政に対する警鐘となり、しかも各地でたたかわれる行政闘争の引き金となった。》

「話し合い」「交渉」というのは「団交」「糾弾」と同じことを意味します。

第 2 回目の教育長糾弾の際には、前年(昭和 41 年)11 月に起きていた事件を持ち出して、これも「県行政全体の同和問題に融和的な体質に根本の問題がある」と追及を行います。事件というのは、県民政労働部社会課が刊行した「同和行政の実際」の中の「差別事件の処理方法」についての記述に「差別事件の処理に当たって、最も排すべきは、暴力の行使であります。…」等あった「暴力」という言葉を問題視し、糾弾でこの箇所の文言を削除する通知を出させたという問題です。解同が問題視した記述は、他県の「同和委員会」が発行した記述をそのまま転載していたものでしたが、これを「県全体の融和的な体質」とし、糾弾します(本誌 12 号に詳細を載せています)。解同に不利益なもの、特に「暴力」ということに対しては徹底的に糾弾し、批判を許しません。

糾弾で福山教育事務所長に「行政差別」であることを認めさせた解同東部地協は、県教育長との団交を約束させました。県の教育長を引っ張り出すことに成功です。実はこの追及は、マルクス＝レーニン主義に基づいた闘争手法です。「地方から中央を包囲する」という手法です。ここでいう地方とは、「地方自治体」の府中市です。講師のある発言を不適切であると問題化して糾弾し、末端自治体の府中市を追及し、さらに県行政にまで糾弾を発展させる。そして県教委を糾弾して屈服させ、解同の主張する同和施策を押し通して認めさせるというものです。講師のある発言をもとに、県まで行政闘争の相手に引っ張り出すことに成功したのです。その際、行政が主導して行う同和施策を否定し、解同の求める施策を要求し実現するために使ったのが「同情的」「恩恵的」な「融和主義的」とあるという追及です。

県教育長を引っ張り出して行った 2 回目の糾弾では、
「このような差別発言の基盤にある融和主義体質は、社会教育課長および同和教育専任指導主事の個

人的な認識の問題や、県教育委員会だけの問題だけではなく県行政全体の同和問題に融和的な体質に根本の原因がある」(②)

として、県行政全体の問題に発展させています。

これは個人の発言を捉えて問題化し、発言をテコに行政全体の責任にして「行政闘争」に展開していくという、第 7 回大会(昭和 26 年)の運動方針に沿った闘争です。

1 個人の発言を捉えて激しく糾弾して差別事件として認めさせ、県行政全体の問題に発展させて、解同の望む行政施策を要求していく。ここに解同のねらいがあるとみて良いでしょう。

2. 行政を「融和主義」と糾弾する理由は何か

解同はなぜ県教委の施策を「融和主義」というのでしょうか、なぜ解同がこのような主張をするのか、事件の背景に何があったのか、理解しやすくするために、解同の結成時から振り返ってみましょう。

全水(全国水平社)は大正 11 年(1922 年)3 月結成します。大正 6 年(1917 年)にロシア革命が起き、その後共産主義革命によりソビエトが成立しますが、このソビエト成立と同じ年です。コミンテルンによって世界革命の実現を目指す世界的革命運動の波が高まっていた時です。水平社宣言」の冒頭にある「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」との文言は、「共産党宣言」にある「バンコクの労働者よ、団結せよ」と酷似しており、マルクス主義思想の影響を受けていることが分かります。

階級闘争で体制変革を為すというマルクス主義のイデオロギーは綱領にもあらわれています。

「吾々特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」

「吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す」

「部落民自身の行動によって」、「社会に要求し以て獲得を期す」とあるように、権力から与えられるのではなく、要求し闘って解放を勝ち取ることを宣言しています。マルクス主義に立つと政府や自治体による改善施策は融和主義であり、否定しなければならないものなのです。

また大正 15 年(1926 年)の第 5 回大会では「階級意識の上に立って運動を展開せしむ」と、身分撤廃の闘争と階級闘争を結合させて闘争することを綱領で明確にしています。別の言い方で分かりやすく言えば、階級闘争する労働者、政党と結びついて社会革命を成し遂げ、最終的には身分解放を勝ち取るということです。闘争によって要求を勝ち取るというイデオロギーですから、明治 4 年(1871 年)に出された「解放令」の評価は低いです。「解放令」は封建的身分を撤廃して職業選択の自由を認めた画期的なものでしたが、この「解放令」は政府から与えられたものであり、勝ち取ったものではない、という認識です。解放令は「一片の紙切れでしかなかった」というのは階級闘争のイデオロギーで見ているからです。

「糾弾闘争」は、水平社を結成してから今日に至るまで一貫して闘われた闘争形態です。

《言行によって侮辱の意思表示を示したる時は徹底糾弾を為す》

と運動方針に「徹底糾弾」を戦術として打ち出し、各地で糾弾闘争を展開します。「差別者を徹底糾弾する」との方針の下に行われた糾弾は過酷で、時にはリンチに近い形がとられたこともあるなど、最初から暴力を伴うものでした。この糾弾は個人だけでなく、権力に対しても、徹底的に戦いました。(本誌 24 号に掲載) 徹底して糾弾する。これがどれほど苛烈なものだったのでしょうか。村越末男氏(部落解放研究所事務局長)が著書『「同和」教育はなぜ必要か』で次のように明らかにしています。

「全国水平社発足にあたって、差別に対する徹底的糾弾を宣言していらい、糾弾闘争は苛烈を極めた。」

「部落民の烈しい怒りと、糾弾は恐ろしいものであった。従来、足下に踏みつけ、差別を当然としてきた者にとって、決然として起ち上がった水平社の力は、それ自体恐怖の対象でもあった。また怒りの感情によって加えられた糾弾は、現実的には怒声となり、暴力を伴うこともあったのであり、それ自体恐怖でもあった。」

このように行政による改善事業を融和主義と批判し、暴力と恐怖による徹底糾弾によって部落民の力で要求を勝ち取るという闘争形態の闘争を、全水結成時から行っていたということです。

谷元氏が「差別に対する断固たる『抵抗権』(糾弾)の行使である」(⑤)と「糾弾を抵抗権」と表しているように、「糾弾」を権力・支配者に対する抵抗、階級闘争と捉えています。

戦後、解放委(全国部落解放委員会)の結成は、昭和 21 年 2 月 19 日です。解放委は、敗戦した我が国がGHQによる日本弱体化の占領政策による混乱で共産主義勢力が伸張し、共産革命の危機が現出している中、全水(全国水平社)の革命的伝統を受け継いで、戦後の第一歩を踏み出します。

「全国水平社の革命的伝統を受け継ぎ、部落解放に熱意を有するすべての人の参加を求め、労働者階級を指導力とする全人民の民主革命闘争と積極的に結合する」

という目標の下に結成します。

全水の身分撤廃の闘争と革命を目指す階級闘争を結合させて闘争することを明らかにしています。

広島県では、広島県部落解放委員会が昭和 21 年 11 月、佐伯郡宮島町で結成します。

解放委は昭和 26 年 10 月10日の第 7 回大会で「差別行政糾弾闘争」の運動方針を決定します。差別事件を個人の問題だけで終わらせず、その原因は行政にあると、行政の責任にして糾弾し、同和施策を要求するという方針です。それまでの個人糾弾中心から行政権力を敵として闘う行政闘争へ方針転換です。権力を敵としてこれを糾弾し打倒するという階級闘争が、行政に仕掛けられていきます。

この「差別行政糾弾闘争」の闘争方針に沿って糾弾を行ったのが、京都市で7回大会の直後に起こった「オールロマンズ事件」(26 年 10 月 19 日)です。この糾弾闘争は大いに成果を上げました。京都市に対する行政闘争の場面で、地図を広げて施策が行われていない場所に丸印をしていったら部落と重なったという有名な逸話が、いかにも真実として広められました。しかし実はそういう事実はなかった、と渡辺俊雄氏が明らかにしています。(いま部落がおもしろい) 都合の良いように史実が改竄されているのです。

27 年 3 月には全国部落代表者会議で「行政の停滞が差別を温存・助長している」として、差別事件を行政の責任にして解決させるという基本方針を決定します。行政が差別を残している元凶で行政を最大の「敵」と見なし、差別事件をテコとして行政の停滞を迫及し、解放行政を樹立させるということです。

27 年 6 月、広島県佐伯郡吉和村で起きた「吉和中学校事件」事件も「行政闘争方式」の下に闘争が行われた事件です。(42 号・43号に掲載)

教諭の授業での言動を差別として、県連(部落解放委員会広島県連合会)が闘争本部を設置して介入し、「行政闘争」を激しく展開した事件です。解決策として県教委が示した「同和教育促進方策」などの方策や対策を拒否し、「差別行政に対する闘争声明書」を発表します。県連は「行政の停滞が差別を

温存・助長している」として「差別のために停滞している部落の諸条件を高めよ」と 19 ヶ条の要求書を突きつけ、同盟休校や糾弾大会などの実力行使を行い、解放行政と同和教育の推進を約束させます。

県連による吉和事件の「行政闘争」によって、県教育行政に部落差別の事実、行政の責任を認めさせました。この事件によって、県教委は「行政の責務」として差別問題に取り組むこと、県連に同和教育の推進を約束します。

吉和事件は、差別事件をきっかけにその原因を行政の停滞だと糾弾し、部落民らを動員して階級闘争し、解放行政を要求する闘争として大きな成果が上がった事件です。

事件を受けて、県教委は「同和教育の手引き」(昭和 29 年 4 月)を発行し、同和教育を始めます。

この事件後、県教委の指導により県内に、「同和教育研究協議会」が全郡市に組織され、また全市町村に「同和対策協議会」が行政の諮問機関として設置されていきました。29 年 7 月に広同教(広島県同和教育研究協議会)が結成され、全国的には、28 年に全同教(全国同和教育研究協議会)が結成されます。「同和教育を全国的な運動とする第一歩」、「部落解放運動史上、画期的な出来事」でした。

広同教や福同教など、「同和教育研究協議会」がその後、「同和教育推進」の名の下に「日の丸・君が代・元号が持つ差別性を明らかにして」「学習指導要領に抗する教育内容の創造と実践」など、法令違反の教育がこれら「同和教育研究協議会」の基本方針に沿って行い、公教育を大きく歪めたのは御存じの通りです。

市町村に設置された「同和対策協議会」も、部落差別は「政治的に形成された」と政治起源説に基づく歴史認識で答申を出します。歴史が歪められ今も正常な教科書が採択されない元凶となっています。「差別を行政の責任にして同和施策を求める」解同と同じ論理の答申によって、差別事件が起こると、行政が糾弾を受け、行政施策を行っていくという構図ができあがります。階級闘争をし、政治運動をする解同に毎年莫大な活動補助金を公金から出すという、行政の中立性を逸脱する違法状態が続きます。

昭和26年 10 月に起きたオール・ロマンス事件、27年2月の西川県議事件、27 年6月の吉和中事件は、行政闘争強化の方針を実践にうつして行ったものです。この行政闘争方式を、その後の部落解放運動の基本戦術として確立します。差別事件を「個人責任」としての糾弾から「行政責任」の糾弾へと糾弾闘争の軸足を転換します。

28年 3 月に開いた第 8 回全国大会では「差別事件をテコとして行政闘争を発展させる」と運動方針に明記します。差別事件をテコにして行政闘争に転化するという活動スタイルを確立し、行政闘争形態を全国化する画期となった大会です。

昭和 30 年、第 10 回大会で部落解放委員会は部落解放同盟と改称します。諸要求実現の「差別行政反対闘争」をより積極的に進め、運動を全県・全国に前進させていく方針を決めます。

これを機に集会やデモ・抗議行動を組織して部落大衆の日常的諸要求を取り上げて闘争する大衆団体と名乗ります。他の労働組合などと共闘を行い運動を拡大することも図ります。奈良本辰也氏は「名実ともにたたかう大衆的な組織となって」(部落の歴史と解放運動)と書いています。階級闘争をすることを強めたということです。

これと同時に、中国や北朝鮮など、力による支配を進めている国々との国際連帯を強めていきます。中国共産党は結党以来一貫して「日本解放」を叫び、「日本革命」を呼び掛けています。スローガンに「日中友好」を掲げていますが、本当の狙いは「日本の革命工作」です。

解同は 31 年、解同中央委員の北原泰作が参議院選に組織内候補として立候補しますが、立候補の選挙綱領に「中国・ソ同盟・朝鮮との国交回復」と明記します。32 年 11 月には委員長松本治一郎が中国・北朝鮮に渡航して、北朝鮮の独裁者金日成に会見し、アメリカ、韓国、日本政府を共同の敵として、これらを追い払うために共同闘争することを誓ってます。32 年の第 12 回大会では「日中国交回復促進」を決議しています。

このように積極的に対日工作を仕掛け、革命煽動を繰り返していたソ連や中国に共同闘争を呼びかけています。

昭和32年12月、第12回大会では、二つ重要なことを決めます。

一つは、「部落民にとって不利益な一切の問題を、部落問題として、差別として考えなければならない」という方針を決定したことです。解同に不都合なものはすべて差別になる。解同が不利益と判断したものは「部落差別」だ。「〇〇は差別を助長する」などと、差別を理由にして反対闘争を正当化する論理を決めたのです。

もう一つは「部落民に市民的権利を行政的に完全に保障しないことこそ、行政差別である」ということを決議します。市民的権利を獲得する糾弾闘争について、次のように明らかにしています。

「われわれの部落解放運動は、部落大衆の持っている一切の要求の実現にある。この大衆の要求は、われわれの部落解放運動に限らずすべての大衆運動を組織し発展させる基本でもある。この部落大衆の要求を実現させる手段として行政闘争がある。部落解放同盟の基本戦術である。」(中央 404 号)

「一切の日常要求を市民的権利要求の内容として、行政闘争の水準を飛躍的に高めねばならない」。(中央 454 号)

つまり部落民の持つ一切の要求を「市民的権利」として、解同の戦術である「行政闘争」に展開し、組織を発展させ、強化していくということです。解同の要求するものを「市民的権利が行政によって保障されていない」と行政責任にして糾弾する。不利益なものはすべて「差別」にし、解同の要求は市民的権利としてそれを行政が保障していないからだとして糾弾し、行政に同和施策をさせることを決めたということです。なんと身勝手な論理でしょうか。これ以降、いわゆる「差別事件」があってもなくても、各部落の要求を日常的に「市民的権利を保障しろ」と行政に対して行政闘争していくようになります。

他団体との共同闘争の展開は大きな威力を発揮します。解放同盟が他の労働組合や教組と共同闘争を組んで大きな成果を上げたのが「勤務評定反対闘争」です。他団体との共闘が「部落解放運動に画期的な広がり」と前進をもたらすことになった

とまで評価しています(①)。

昭和 31 年、政府は「教育委員会法」を廃止し、地教行法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)を成立させ、教育委員の「公選制」を「任命制」に変えました。この変更に伴って各地方自治体が「勤務評定」を実施することになります。日教組は「非常事態宣言」を発して反対闘争を行います。広島では広教組と広高教組に加え解同が共闘を組んで反対闘争を展開します。(本誌 43 号に掲載)

「勤評は差別を助長し、同和教育を疎外する」

との理由をつけ、全国各地で決起集会・同盟休校・抗議デモなどを行います。闘争はすさまじく、松永市と新市町では教育委員全員が辞職するほどの激しい闘争でした。府中や福山市に対しては、部落解放同盟・広教組・広高教組を中心に労組や革新議員団が共闘を組み、松永市では部落解放同盟・広教

組・広高教組を中心にして地区労・全日自労・革新議員団・青年団連合会・連合婦人会で「八者共闘会議」を組織して激しい闘争を展開します。どれほど激しい迫りだったか、「広島県・被差別部落の歴史」と「解放新聞広島県版」を引用して紹介します。

「広島県でも、東部の府中、福山、松永を中心に部落解放同盟、教職員組合を中心に民主団体や革新議員団の共闘が行われ、地教委を相手に激しいたたかいが展開された。その中で、府中、松永では勤務評定書の提出を2ヶ月遅らせ、提出された勤務評定書は評定の内容を変えさせ、共闘会議立ち合いのもとに厳封して、地教委の金庫に保管させることにより、勤務評定を事実上骨抜きにしまったのである。この激しい闘争の中で、広島県の部落解放同盟は、はじめて民主団体との共闘に成功したのであり、このときの信頼関係がその後の共闘の基礎となったことは大きな意義があった」(①)。

「部落解放同盟と教組との共闘によって凌ぎをけずる戦いが行われた。松永では、勤評を粉碎し、勤評を実施させなかった。勤務評定書は共闘会議と行政の責任において、行政の金庫に封印された。府中市でも同じように封印された。勤務評定によって教育委員会を総辞職に迫りやめた。その結果、部落解放同盟とのきびしい共闘による闘いは全県下に大きな影響を与えた」(県版103号)。

この勤評反対の共同闘争が基礎となり、同年秋の警職法改正反対闘争に勝利し、昭和35年(1960年)の安保反対闘争の統一戦線結成に発展します。安保改定阻止国民会議を134団体で結成し、6月、首相官邸前、国会を33万人の階級闘争する左翼団体、労組、諸勢力のデモ隊で取り囲み反対闘争を繰り広げます。

安保闘争の混乱の責任をとる形で岸首相は退陣しましたが、この混乱する国会で「同和対策審議会設置法案」が制定されます。

解同は35年9月、15回大会で「独占資本を部落差別の元凶」とする新綱領を決定します。

「現在では、独占資本こそ、部落を差別し圧迫する元凶である」というもので、階級闘争の方針を強めます。同年解同はこの闘争方針をめぐる対立から分裂します。保守的な考えを持つ人々が組織から分裂し、「全日本同和会」を結成します。

「市民的権利を保障せよ」と部落の要求闘争と差別糾弾闘争を結合させた行政闘争は成果を上げていきます。これが地方自治体に対する行政闘争から国に対する闘争に発展していきます。

同対審設置法が制定されると、解同は翌36年、第16回大会で「全国的な規模による国策樹立の請願闘争」を展開する方針を決め、同年以降、部落解放の国策樹立を政府に要求する「全国闘争」(部落解放要求貫徹全国闘争)を、他の労組や教組などと共闘して強力に進めていきます。

労組や政党、労働階級を結集し、統一戦線を結成して政治闘争をした安保闘争は、戦後部落解放運動史の中で画期的なできごとでした。これが後の「部落解放要求貫徹全国闘争」となって前進していきます。

解同は36年9月から福岡から東京まで幹線コースを中心に「請願大行進」を実施します。

解同は自治体を糾弾する自治体闘争を基礎に、当該の地方自治体、議会を突き上げ、行政・議会に自らの要求として「請願」を出させ、政府・国会に迫ります。地方から中央を包囲する戦術です。

西日本行動隊が9月18日、尾道市に入ります。この行動隊を、部落解放同盟尾道市協議会が中心となり、共闘した労組・政党・教組などと迎え、行政に団交を行います。(尾道市職員組合、広教組、広高教組、日本社会党、日本共産党)

「部落解放同盟尾道市協はただちに尾道市行政と交渉を行い、各民主団体との共闘体制のもとで、統一要求と各支部要求とを提出した」(①)

と、尾道でも尾道市協を中心に共闘して行政闘争をして要求を突きつけています。広島でも共闘による自治体への請願闘争、要求闘争を行ったのです。

この自治体闘争に重点をおく全国闘争は、36年、37年、38年と激しく行われました。

昭和 40 年 8 月、ついに同和対策審議会の答申を内閣総理大臣に対して出させることに成功します。闘いで勝ち取って「出させた」という認識です。同対審答申が出された直後の 10 月、第 20 回全国大会で提案された本部方針によく表れています。

「(答申は)長年にわたる闘いが獲得したものであり、今後の闘いの『武器』として活用していく」

答申が出されると解同は、「答申を闘いの『武器』として闘う」という本部方針を決議し、これをもとに、各地で「同対審答申完全実施要求」を掲げて行政闘争を繰り広げていきます。

この「同対審答申完全実施要求」の運動はさらに発展し、翌 41 年 8 月には、また福岡から東京まで行進する国民大行進(「同対審」答申完全実施要求国民大行進)を取り組めます。各都府県連、各支部では集会を開催し、当該自治体に対する行政闘争を果敢に展開していきます。

広島県では大行進を尾道市に迎えたのが契機となり、部落解放同盟広島県連東部地区協議会をこの時再建し、各地で行政闘争が燃え上がります。

昭和 42 年 3 月、第 22 回全国大会では、さらに特別措置法の制定を求めて強力な闘争を組織する方針を決定します。地方自治体に対する闘いを基本に、政府、国会に対する激しい闘いを展開します。

43年6月には、「特別措置法」の早期制定を要求する「国民大行動」の方針を決定します。全国の各部落で要求実現の行政闘争をそれぞれの自治体に向けて連日展開します。

地方自治体・地方議会を突き上げ、自らの要求として「特別措置法」制定要求の国民大会に加わり積極的な役割を果たすよう要求する行政闘争です。

43年8月、解同は政府に対して「特別措置法」制定を要求する「国民大行進」を行いますが、その中で局面を打開するために総理府との団交を要求する、前代未聞の暴挙「総理府占拠」事件を起こします。政府要人との団交を求め国会周辺に解同ら1000名が結集し「特別措置法」即時制定を要求します。5日10時ころ総理府内に結集した同盟員らが実力で庁舎に突入します。機動隊が出動し十数人が怪我を負う事態となります。「全員を構内に入れろ」と要求し実行にうつします。結局全員が構内に入り、総理府庁舎の屋上まで占拠します。その屋上から解同の要求スローガンを書いた垂れ幕を下ろします。第一次総理府占拠事件です。政府の中枢に押しかけ、無理矢理突入して占拠するという前代未聞の事件がおこったのです。この事態の中で朝田解同委員長らは木村官房長官との団交を行います。(部落解放運動50年史年表 部落解放同盟中央本部)(⑤)

特別措置法(同和対策事業特別措置法)はこのような状況下で、昭和 44 年 7 月に公布・施行されます。

解放新聞の主筆の一人である師岡佑行は、同対審答申、特措法制定を要求する解同の闘争を行政闘争の集大成、対政府闘争であると意義づけ、次のように述べています。

「1960年代の部落解放運動は対政府闘争を頂点とする行政闘争を主として闘ってきた」

「いうまでもなく60年代の運動の焦点は、「同対審」の設置、「同対審」答申の完全実施、「特別措置

法」の制定に置かれていた。(略) このたたかいは部落解放運動が運動を通じて作りあげてきた闘争形態である行政闘争の集大成というべきものであって対政府闘争として闘われた。同盟は行政闘争が本質的に権力闘争であることを明らかにしている。」(474号)

糾弾を「イデオロギー闘争の場」(658号)、行政闘争を「権力闘争」(330号)と位置づける解同が行う行政闘争に、国は法的根拠を与えてしまったのです。

解同中央本部は、「特別措置法」が制定されると、

「今日、われわれは闘いの力によって法律を勝ち取り、解放への一里塚を築いた」

「国家をして、われわれの主張をいく分なりとも受け入れさせ、日常要求獲得闘争の法的根拠を設けさせたことは、歴史上かつてないことである。」(454号)

と評価する声明文を発表します。政府から与えられたのではなく、「勝ち取った」という認識です。階級闘争する団体ならではの表現、評価は次に示す声明にも表れています。

「しかしながら闘いはいまだ不十分であり、自民党政府は力関係によって一定の譲歩を示したに過ぎない。」(454号)

「力関係によって」というのは「力こそがすべて」という階級闘争の論理です。解同は一貫して「闘い、勝ち取る」というような階級闘争の立場に立って闘争しています。

3. 事件の背景にあった同対審答申即時完全実施を要求する行政闘争の強化

府中事件(昭和 42 年5月)が起きたのは、40 年に「同対審答申」が出されたのを受けて「同対審答申」即時完全実施、特別措置法の制定を求める闘争を激しく行っていた、まさにその間に起きた事件です。「市民的権利を保障させる日常諸要求闘争を基本とし末端行政から中央政府に至る各段階の行政闘争を強化」(中央 454 号)して闘争していた時です。

県の資料「同和教育の実践のために」にも広島でも解同が答申の完全実施を求めて厳しく行政闘争を行っていた間であると、次のように記しています。

「府中市役所で同和行政の研修会が企画され、実施された背景には、県内において差別事件が相ついで起こる実態があり、部落解放同盟は、きびしく行政の責任を追及し、1965(昭和 40)年 8 月に同和对策審議会が政府に答申した内容の完全実施を迫っていた。こうした情勢の中で開かれる同和教育指導者講習会に、府中市からの依頼にこたえて福山教育事務所が講師として派遣したのが、社会教育課長と同和教育専任指導主事であった。」

あるきっかけをとらえて差別発言、差別行政として糾弾し、行政闘争を市町から県へと全面的に展開して差別と認めさせていく、そうして要求を認めさせ、勝ち取る。

府中市の課長や指導主事の発言には不適切なものはあったでしょう。この発言をきっかけにして、「差別行政糾弾闘争」が行われました。しかし元々から「同対審」答申即時完全実施を要求し、地方自治体に行政闘争を強化していくという、解同の闘争方針が背景にあった中で起こした糾弾闘争だったのです。

課長や指導主事の発言を単に個人の問題ではなく、県行政の差別性、融和性の現れであると認めさせ、解同主導の「市民的権利」を県に保障させる闘争だったということです。

府中事件に対する糾弾闘争の中で、「県教育行政の停滞と怠慢そして融和主義的体質」だと追及に

使ったのが同対審答申です。課長や指導主事の発言を県教育長に「差別」と認めさせると、「差別発言があるのは差別の実態があるからだ」「行政の停滞と怠慢が差別の実態をつくっている」「融和主義は差別を温存助長している」と追及し、部落問題の解決は「国の責務であり、行政の責任において図られるべき」という同対審答申に明記された文言でさらに追及して追い込んでいきます。まさに同対審答申の武器化です。

狙いは、差別発言があるのは差別実態があるから起きるのだと、実態的差別を強調し、差別の実態があるのは行政の停滞に原因があるとして、市や県に対して「行政闘争」を全面的に展開し、部落解放の行政施策の規模拡大を要求する。そして「同和対策事業の管理・運営・分配」を行政から解同主導で行っていくということです。

府中事件の糾弾で県教委から勝ち取った施策等は次のようなものがあります。

- ① 行政職員の研修の充実を図るとともに、社会教育課に同和教育課を設置。
- ② 校区に30世帯以上の同和地区をもつ学校に同和教育主担者を配置するよう小・中学校の主担者を増員する。
- ③ 同和奨学金の増額と枠の拡大、支給手続きの徹底。

「職員の研修の充実」というのは、解同のイデオロギーに沿った内容のものを行うということです。

先に述べたように、府中事件は「県教育行政の停滞と怠慢を、そして融和性を暴露し、『融和主義は差別を温存し助長する』ことを行政側に認めさせたことは、戦後の広島県部落解放運動史上、画期的な出来事であった。」「各地でたたかわれる行政闘争の引き金となった」(①)と、県下各地で行政闘争が行われる端緒となったと述べています。

解放新聞県版でも、「運動と教育の関係を一段と強め」、「広島県の同和教育に一大転機をもたらした」(県版116号)と、この府中事件がその後の広島県の教育に大きな影響を与えたと書いています。

「同対審」答申即時完全実施要求を求める自治体への行政闘争は、府中市から次々と他の自治体への「行政闘争」、糾弾がなされ、県内各地での闘争に広がっていきます。

4. 同教、教組が行ったアンケートで県を糾弾する行政闘争に展開

府中事件のすぐ後、続いて「尾道市内高校アンケート差別事件」が起こり、「府中事件に続く県行政の融和性・差別性が噴出した事件」として県教委を糾弾します。事の起こりは、尾道市内の高校で自主的研修団体として組織した市高同協(尾道市内高等学校同和教育研究協議会)が、市内の高校生に行ったアンケートの結果を、昭和42年11月5日の広高教組の研究会、第14次広高教組東部ブロック教育研究集会において発表したところから始まります。このアンケートが「差別」だと、広高教組と解同が共闘を組み、市内6高校・県教委を糾弾して、さまざま要求を勝ち取った事件です。(本誌40号に掲載)

アンケートの内容が「差別」だと告発したのは、先に紹介した門田秀夫氏です。当時門田氏は広高教組福山地区支部の教文部長として糾弾に参加し、これを問題視し、告発します。

アンケートが差別だと、広高教組は部落解放同盟尾道市協と部落解放同盟東部地区協議会と共闘して行政糾弾闘争を展開します。

「このことは、一教師個人の問題ではなく、全教職者の問題であり、高校管理者、県教育行政の姿勢・体質の問題である」(①)

府中事件と同じように、たんに個人の問題ではなく、県行政の差別性、融和性の現れであると認めさせ、「市民的権利」を県に保障させる闘争に展開していきます。

市高同協がアンケートを行い、それを広高教組が教研集会で発表したものであるにもかかわらず、これを県教育行政の姿勢・体質に差別性・融和性があるとして、広高教組らと糾弾するという、極めて理不尽な闘争ですが、11月13日に行った激しい糾弾によって県の教育長を団交の場に引き出します。数次にわたって県教育行政・校長との団交を行い、43年1月30日の糾弾では長谷川県教育長に次のことを認めさせます。

- ① 差別を許さない人間の育成を学校の全領域でいかに組織的計画的に行うかを検討する。
- ② 生徒の願いを汲み上げて、それに応えていくという教育的配慮をなし、前進の視点とする。
- ③ 部落解放同盟の指導と協力をあおぐ。
- ④ 同和教育の実践にあたっては、差別の現実、部落解放の課題に学ぶ姿勢を確立することが第一歩であり、そのためには「地域進出が不可欠である」。

こうして中立でなければならない学校教育に解同が介入し解放運動が持ち込まれることを容認し、地域進出を行うことを認めたのです。すべての教育活動をとおして同和教育を推進していくとの約束は、同和教育をすべての教育に優先させておこなうという誤った同和教育につながります。

さらに県教育長が糾弾で追及される中で「管理主義体制がある中で差別事件が起こった」と、これまでの教育行政の姿勢に管理主義があったと認めさせられますが、教組はこの発言を根拠に学校現場で校長に団交を仕掛けます。これが学校を組管理していく引き金になります。

「上から下への管理的主義一本やりでは駄目で、すべての人の一人ひとりの力を最大限に開く方策に欠けていた。」(広島高教組 40 年誌)

この教育長の「管理的主義一本やりでは駄目で」という発言を言質にして教組は学校現場で教組分会が校長に団交を仕掛け、厳しい追及をし校長を中心とした校務体制を崩していきます。「広島高教組 40 年誌」に次のように記しています。

「多くの学校現場では、分会がこの教育長の発言を受けて校長交渉を持ち、それまでの管理主義による学校運営の矛盾点を厳しく追及する中で、部長(主任)を公選制とすることや職員会議への全教職員の参加と最高議決機関化、公費・団体費の会計状況の公開などを管理職に合意させた。」

部長(主任)の任命は、管理運営事項で組合は交渉の権限を有しておらず、部長を公選制にせよと要求して認めさせる団交は、違法です。職員会議を最高議決機関化することも校長の権限を制限することになり、違法です。しかし現場で多数を占める組合員らによって、校長に団交を迫って認めさせ、組合による管理運営、力による支配が進められたのです。このように校長や行政による教育行政を権力による不当な支配として、労働者として階級的な連帯を強め職場闘争をすることを「民主的な職場づくり」「民主教育の確立」と言っています。

広高教組と解同が共闘した「アンケート差別事件」で県教委は同和教育推進のための条件整備として次のことを約束し実行します。

- ① 県内 5 地区に各 1 名の高等学校「同和教育推進教員」を配置する。
- ② 小・中学校同和教育主担者の増員。

- ③ 地域進出費の保障
- ④ 高同教事務局長、部落研事務局顧問の時間軽減
- ⑤ 「広島県同和奨学金の手引き」を発刊し、昭和 43 年度から高校同和奨学金の増額、人員の拡大を図り、高校の進学支度金を予算化する。

「広島県・被差別部落の歴史」は、アンケート差別事件が起きた背景を次のように説明しています。

「1958(昭和 33)年、広島県教委は勤務評定を実施して管理体制を強化し、教育の反動化が推し進められていた。」

「県教委の指導によって同和教育の名のもとに融和主義教育が押し進められてきたのであった。」

「1963 年に高校小学区制が廃止され、中学区制が実施されて、高校三原則の一角が崩された。学区が広がった結果、部落と高校は分断され、選別体制はいつそう強化されることになった。たとえば、1964 年から、尾道北高校においては、7 時間目授業の日が 2 日から 4 日になっている。そのため、同和教育の実践は著しく阻害されるようになったことはいうまでもない。」

「アンケート差別事件」は教組に大きな影響を与えました。「たたかう広高教組 広島県高等学校教職員組合編」は次のように記しています。

「広高教組の教育運動が解放教育と決定的なかかわりあいを持ったのは、1967年に起きた尾道市内高校差別アンケート事件でした。そして、翌68年の運動方針では、『同和』教育推進体制の確立を決定しました。その後、解放教育は広高教組の教育闘争の中心へと発展し、現在に至っています。」

「広島県・被差別部落の歴史」にも、11 月 13 日の激しい糾弾によって、

「いままで自分たちがもっていた教育観を根底から覆されるような大きな衝撃を受けた。」

と記しています。よほど激しくて厳しい糾弾だったのでしょう。

この「アンケート差別事件」を機に「総括運動」が始まります。解放教育の観点から学校教育の内容を点検するもので、毎学期ごと、各教師、各学年、学校で作成して問題点を明らかにしていきます。表向きは良い活動のように見えますが、いったん解放教育活動に不熱心だったり後ろ向きと批判されると、徹底的に追及され吊し上げられたりしました。「総括」は解放教育に従順に従って行っているかどうかを調べる「踏み絵」として使われるのです。

「1968 年に解放教育の推進体制の確立を運動方針で決定した広高教組は、『尾道市内高校差別アンケート事件』に学ぶなかで、部落解放同盟と共闘し、『7 時限目カット』の闘いを組織し、翌 69 年度に全県的に『7 時限目カット』を実現させました。」(たたかう広高教組)

なぜ「7 時間目カット」を実現させたのでしょうか、広高教組はその理由に「部落研活動の場・時間を奪っていた」ことを闘いの理由に挙げています。やはり「部落に不利益なものはすべて差別」との論理でものごとが動いているのです。

広高教組は学習指導要領により昭和 48 年から施行される「クラブ活動必修化」でも「阻止」の闘いを強力に展開します。広高教組は全職場で職場闘争を展開し、教育課程案の提出を完全拒否し、職員会議でも「教育課程に組み込まない」、「指導要録に一切記入しない」という闘いを続けます。これも「解放教育を阻害する」という理由です。法的拘束力のある学習指導要領によって明示されたクラブ必修

化の教育政策を「教育内容の国家統制と反動化であり、軍国主義につながるもの」とし、「権力の教育介入を許さないたたかい」「教育課程の法的拘束性の実質的撤廃をもかちとる教育闘争として位置づけし」阻止闘争を行います。

さらに「7 時限目カット」「クラブ活動必修阻止」の闘いを組織していく中で、広高教組は、週 1 日の「研修日」の闘いを展開し、獲得します。部落解放の教育内容の創造を学習するというのが主な理由です。「研修日」といいますが実態は「休日」です。この「研修日」を長時間にわたる団交で校長会に認めさせた、次のように明らかにしています。

「体育館等において午前2時・3時頃までかけて、地区校長会と大衆団交の中でようやく獲得したもの」(たたかう広高教組)。

5. 大きな成果をあげた共同闘争

府中事件・アンケート事件をめぐる糾弾闘争は、解同や教組の運動を盛り上げ、組織を拡大させました。「広高教組 40 年誌」に次のように記しています。

「県東部では、府中事件の差別糾弾闘争を背景に、部落解放同盟による被差別部落大衆の組織化が急速に進められ、部落解放運動は著しい盛り上がりを見せた。さらにこの糾弾に結集した民主勢力の共闘組織も、連帯を深めていった。」

「尾道アンケート差別事件は、こうして教育運動として発展し、部落解放運動との連帯の中で、高教組運動は大きく飛躍発展していった。」

「高教組運動と部落解放運動とは、同和教育への取り組みを通じて、強い連帯の絆で結ばれることになった」

共闘は大きな成果をあげました。広島ではこの後も、部落解放同盟、広教組、広高教組、自治労など、階級闘争する団体が共闘路線を強化して行政闘争を行い続けます。

42年11月の尾道アンケート差別事件の翌43年、広高教組は運動方針で「『同和』教育推進体制の確立」を決定し、解放教育を教育闘争の中心とします。そしてストライキ闘争に参加します。階級意識が高まり階級労働者となったのです。「たたかう広高教組」に次のように記しています。

「広高教組の組合運動に解放教育思想が位置づけられる過程で、私たちは経済闘争をストライキで闘いはじめました。」

「私たちが地域進出の中で『差別の現実に学びつつ自己変革をめざす』ということは、とりもなおさず、私たちが『労働者になりきる』ということであり、自らが支配者と対決し、働く者の側(労働者階級)の求める教育を実践していく、ということです。」

法律に基づいた教育制度、学校運営を担う行政を「支配者」と呼んでいます。府中事件・アンケート事件は教組を階級闘争する労働組合に変えたようです。広高教組の組合員は、日教組に結集する教育労働者として、42 年 10 月、違法ストライキに参加し、1254 名が処分を受けています。

広高同教(広島県高等学校同和教育研究協議会)は、県教委の指導のもとつくられた研究団体でしたが、この事件の総括を受けて解放運動を推進していく活動を強めます。そのため、「研究協議会」を「推進協議会」と名称まで変更します。これは広高同教を組織する教員や学校が「解放運動」に加担して運動していくようになることを意味します。

「地域進出によって差別の現実から学び、部落解放運動と連携しながら同和教育に取り組む」

「差別の現実」を強調して、同和施策を増大させ、教員が地域進出し、解放運動を推進することが、アンケート事件から始まったのです。

小森龍邦氏は「アンケート事件」の意義について著書「支離滅裂」で次のように述べています。

「この闘いの意義は、単に制度上の要求にとどまらず、教育内容が徹底的に追及され、現場教師自身の主体的自己変革を迫るものであった。これを契機に部落解放運動と連携するということばの内容がより確かなものへとなった。」

小森氏が述べているように教育内容が徹底的に追及されました。その結果、この「アンケート事件」後から、「地域進出を原点に同和教育を運動として取り組み」はじめます。「差別の現実から学ぶ」といういかにももっともらしい理由で「部落解放運動と連携しながら同和教育」に取り組んでいきます。公教育に運動団体のイデオロギー、運動が持ち込まれるということです。一番端的で分かりやすい例をあげれば、「反天皇制学習」「狭山学習」です。憲法に違反し、司法制度を否定する内容の教育が公立学校で堂々に行われていく、その端緒となった事件です。

昭和40年8月に出させた「同対審」答申。それをもとに「同対審答申即時完全実施」を掲げ、県内の自治体に「同対審答申」を武器にして、同和予算、行政施策の増大、を求めて行政闘争を強め、組織を拡大強化していた解放同盟。そういう背景の中で「府中事件」「アンケート事件」はおこったのです。階級闘争する解同や教組、自治労などが共闘して行う糾弾に、校長や教委は突き崩され、法で定められた権限や管理体制を失っていきます。職場で多数を占める組合員らによる職員会議の最高議決機関化、組合員らによる選挙で決める部長(主任)の決定、勤務評定の形骸化、教育運動・解放教育の持ち込み、地域進出の強制が勝ち取られました。

「府中事件」「アンケート事件」による糾弾、行政闘争は、教組を階級闘争する労働組合に変えました。「同和教育をすべての教育に優先する」という「誤った同和教育」の推進、地域進出の強制、職員会議の最高議決機関化等、法令違反の学校体制やそれを容認する教育委員会の姿勢がここに始まりました。広島の公教育に重大な悪影響を及ぼし、後に文部省から十数項目の法令違反があるとして是正指導されることになっていくのです。(次号に続く)